



気推第5号
(許可第189号)

予報業務許可書

株式会社アイザック

代表取締役社長 浜崎 重孝 殿

平成26年4月1日付けで申請のあった予報業務は、下記の目的及び範囲について許可する。

記

予報業務の目的及び範囲

目的	範囲		
	予報の種類	提供方法	予報の対象とする区域
一般向け予報	地震動	個別端末型予報	全国の任意の地点
特定向け予報	地震動	個別端末型予報	全国の任意の地点

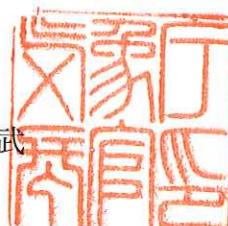
ただし、予報業務の開始は平成26年6月2日以降とすること。

なお、業務の実施に当たっては、別紙の「許可等の条件」を遵守されたい。

平成26年4月24日

気象庁長官

西出則武



平成26年4月24日付気推第5号（許可第189号）の別紙

遵守すべき事項については、警報事項の伝達等法令で定められたもののほか、条件として付す下記のものとする。

記

（予報に使用する名称）

- （1）地震動の予報に「緊急地震速報」という名称を用いる場合は、警報ではなく事業者の予報である旨を利用者に対して十分説明すること。また、「特別警報」、「警報」、「注意報」及びこれとまぎらわしい名称等を使用しないこと。

（予報の内容）

- （2）深発地震の震度の予想精度が十分でないことを利用者へ明示すること。

（ガイドライン掲載項目に関する説明）

- （3）「緊急地震速報を適切に利用するために必要な受信端末の機能及び配信能力に関するガイドライン」に掲載された各項目に対する対応状況につき、利用者に十分な説明を行うこと。

（その他）

- （4）地盤増幅度等の具体的な設定値を利用者自身が入力する装置等については、誤りなく適切な数値を入力できるよう措置をすること。